

委員会提出議案第1号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年2月26日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

電子表決システムによる表決を可能とするため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(起立等による表決)</u> 第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、身体の障害等により、起立が困難であると議長が認めたときは、他の方法によることができる。 2 議長が問題を可とする者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。 3 <u>第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子表決システム（議席に設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をとることができるシステムをいう。次項において同じ。）により表決をとることができる。</u> 4 <u>電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。</u></p>	<p><u>(起立による表決)</u> 第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、身体の障害等により、起立が困難であると議長が認めたときは、他の方法によることができる。 2 議長が問題を可とする者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。 (新設) (新設)</p>

附 則

この規則は、令和3年5月10日から施行する。